

2019 春季生活闘争 東地協 3.9 街頭キャラバン行動

如遇改善！“賃金”も“働き方”も すべての労働者の生活改善を！

東地協は3月9日、2019 春季生活闘争の山場を前にしてエリア内4カ所で街頭行動をキャラバン形式で行った。

当日の行動には、のべ39人が参加(高知市19名、香南市14名、安芸市6名)。各行動場所では2班に分かれて、街頭からは“今春闘における連合高知の課題”を県民に訴え、ポスティングの班は、近隣住宅街に春闘ビラを総数約2,200枚ポス

ティングした。複数の行動場所では、通りかかりの市民からの激励や、通行中の車内から手を振っての声援もあり、例年になく今春闘に対する市民の期待が感じられる行動であった。



高知市旭イオン前

【街頭からのアピール内容(要旨)】

1. 2019 春季生活闘争について



高知市瀬戸西町

日本の「賃金格差」はもはや許容範囲を大きく超えて社会問題だ。この格差の主な原因は、企業規模間・雇用形態間・男

女間格差にある。連合高知は、この2019春闘において“継続した賃上げと拡大”、“働きの価値に見合った賃金水準”、“すべての労働者の働き方の見直し”の追求によって高知県全体の「底上げ・底支え」「格差是正」をめざしていく。

2. すべての労働者の立場にたった働き方の見直し

この4月から働くことに関するルールを定めている法律、労働基準法などが改正される。改正のポイントは大きく3つある。1つは、時間外労働・残業の上限規制が導入されること。2つ目は、年5日の年次有給休暇、年休を会社が指定して労働者に取得させなければならないこと。3つ目は、会社がすべての労働者の労働時間を客観的に把握しなければならないこと。

するためには、会社と労働者が、この「サブロク協定」を正しく理解することが大切だ。「サブロク協定」が結ばれている職場でも、内容が適切かどうか、職場でサブロク協定が守られているのかどうかを点検することから“働き方の見直し”ははじまる。



のいち駅前

こと。いま話題の「働き方改革」や「長時間労働の是正」を実現



安芸市役所西

Action!

36



【第13回メーデー東部地区大会】

日時 2019年4月21日(日)10:00開会
《集会のみ、雨天決行、お楽しみ抽選会あり》
場所 香南市 吉川漁協駐車場
香南市吉川町吉原1843
(香南市天然色劇場南)

※今年も昨年と同じく「吉川漁協駐車場」で行います。